

秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて

秦野市定住化促進住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

本市への転入及び定住を促進するため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 入居の資格である「子育て夫婦」が扶養している子の要件を小学校就学前から小学校卒業前に緩和すること。
- (2) 入居申込みの期間を定めるとともに、市外在住者の入居申込みの決定を優先すること。
- (3) 市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者に交付する助成金の対象者を市外からの入居者に限定すること。

秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正する条例

秦野市定住化促進住宅条例（平成28年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「小学校就学前」を「小学校卒業前」に改める。

第5条第2項中「中から」の次に「、次の各号に掲げる申込者に応じ、それぞれの各号に定める期間における」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第2号に定める期間内に第1号及び第2号に掲げる者のそれぞれから申込みがあったときは、第1号に掲げる者の入居の決定を優先する。

第5条第2項に次の各号を加える。

- (1) 申込者又はその配偶者が、申込日前3か月以内において本市に住民登録をしていない者 通年
- (2) 前号に掲げる者以外の者 市長が別に定める期間

第6条第1項中「前条第2項」を「前条第2項前段」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「本市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者が」を「第5条第2項第1号に該当して申込みをした入居者が、本市内に住宅を購入したことを理由に退去するため」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市定住化促進住宅条例の規定は、施行日以後にミライエ秦野に入居する者について適用し、施行日前にミライエ秦野に入居した者については、なお従前の例による。

議案第13号 秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子育て夫婦 世帯主及びその配偶者が扶養している子が<u>小学校卒業前</u>の児童のみである夫婦をいう。</p> <p>(入居の申込み等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申込みがあったときは、入居の資格を有する者の中から、<u>次の各号に掲げる申込者に応じ、それぞれの各号に定める期間における申込みの順に入居者を決定し、その結果を文書により申込者に通知する。この場合において、第2号に定める期間内に第1号及び第2号に掲げる者のそれぞれから申込みがあったときは、第1号に掲げる者の入居の決定を優先する。</u></p> <p>(1) <u>申込者又はその配偶者が、申込日前3か月以内において本市に住民登録をしていない者 通年</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の者 市長が別に定める期間</u></p> <p>3 (略)</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子育て夫婦 世帯主及びその配偶者が扶養している子が<u>小学校就学前</u>の児童のみである夫婦をいう。</p> <p>(入居の申込み等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申込みがあったときは、入居の資格を有する者の中から申込みの順に入居者を決定し、その結果を文書により申込者に通知する。</p> <p>3 (略)</p> |

(入居の手続)

第6条 前条第2項前段の規定によりミライエ秦野に入居することができる旨の決定の通知を受けた者（以下「入居対象者」という。）は、連帯保証人と連署した賃貸借契約書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(住宅購入に対する助成)

第21条 市長は、第5条第2項第1号に該当して申込みをした入居者が、本市内に住宅を購入したことを理由に退去するため住戸を明け渡したときは、その住宅について次の各号のいずれにも該当するときに限り、規則で定めるところによりその住宅購入の費用の一部を助成する。

(1)・(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市定住化促進住宅条例の規定

(入居の手続)

第6条 前条第2項の規定によりミライエ秦野に入居することができる旨の決定の通知を受けた者（以下「入居対象者」という。）は、連帯保証人と連署した賃貸借契約書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(住宅購入に対する助成)

第21条 市長は、本市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者が住戸を明け渡したときは、その住宅について次の各号のいずれにも該当するときに限り、規則で定めるところによりその住宅購入の費用の一部を助成する。

(1)・(2) (略)

は、施行日以後にミライエ秦野に入居する者について適用し、
施行日前にミライエ秦野に入居した者については、なお従前の
例による。

秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

秦野市定住化促進住宅ミライエ秦野については、平成29年2月1日から入居を開始しましたが、現在の入居世帯の内訳は、市内からの転居世帯と市外からの転入世帯が同数となっています。

そこで、市外から本市への定住促進を図り、人口減少対策に役立てるため、条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 子育て夫婦が扶養している子の要件を小学校卒業前に緩和

本市への定住の足がかりとして、子育て夫婦向けに整備したミライエ秦野に、より入居しやすくするため、子育て夫婦が扶養している子の要件を小学校就学前から小学校卒業前に緩和するものです。

(2) 市外からの入居申込みを優先

市外からの入居者が全体の半数である現状を勘案し、市外から本市への定住を優先するため、市外からの申込者は先着順に随時入居とし、市内からの申込者は募集期間（おおむね6か月に1回）を設け受け付けるものです。

(3) 市外からの入居者への助成

市外からの本市への定住を促進するため、住宅購入助成金の対象者を市外からの入居者が市内に住宅を購入した場合に限定するものです。

3 条例改正の施行日

令和2年4月1日